

# 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案

## 1 趣旨

平成18年5月に日米安全保障協議委員会で承認された駐留軍等の再編を実現するために、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の有効期限を平成39年3月31日まで延長するほか、所要の規定の整備を行うもの。

## 2 法案の概要

### (1) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部改正

- ① 法律の有効期限を「平成29年3月31日」から「平成39年3月31日」に延長するとともに、再編交付金(※1)の交付期限を「平成34年3月31日」から「平成44年3月31日」に延長する。

#### 【附則第2条】

※1 駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、再編関連特定防衛施設(駐留軍等の再編が実施され、又は実施される見込みの防衛施設であって、当該事由による周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるもの)の周辺市町村に対して交付する交付金

- ② 駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社国際協力銀行の業務の特例を廃止する。(※2)

#### 【目次、第1条、第4章(第16条から第24条まで)等】

※2 平成24年4月の日米安全保障協議委員会共同発表において、在沖米海兵隊のグアム移転に係る日本側の財政的コミットメントは、グアム協定第1条に規定された直接的な資金提供のみとなり、他の形態での財政支援(出融資)は利用しないことが確認されたため。

### (2) 防衛省設置法の一部改正

法律の期限の延長及び株式会社国際協力銀行の業務の特例に係る規定の廃止に伴い、所掌事務の特例に係る規定等を改める。

#### 【防衛省設置法附則第2項及び第5項】

## 3 施行期日

公布の日